

Syouriyou

支援部だより

宮城県立小松島支援学校松陵校
第5号 令和5年9月発行



9月に入り、校庭に吹いてくる風にも秋の気配を感じるようになりました。子ども達はどのような夏休みを過ごしたのでしょうか？放課後等デイサービスでも様々なイベントがあり、参加したお子さんも多かったと思われます。下校時に放課後等デイサービスの送迎車に乗り込む子ども達の姿を見ていると、どのご家庭にとっても、なくてはならない福祉サービスだと感じます。

さて、昨年度の支援部だよりでも紹介しましたが、「相談支援事業所」について、概要をお知らせします。相談支援事業所とつながることで、成人期になってからも様々なことを相談することができます。切れ目のない支援のためにも、利用をお勧めしたい福祉サービスの一つです。

●相談支援事業所とは

障害福祉サービスを利用する全ての障害児者は、原則として、相談支援事業所が作成する「サービス等利用計画」を自治体へ提出することとなっています。ただし、相談支援事業所の利用を希望しない場合は、本人や家族、支援者が作成する「セルフプラン」を提出します。

公的な福祉サービスを利用したいという際に、役所の窓口やそのサービスを提供する事業所に直接問い合わせることもできますが、自治体から委託された「相談支援事業所」が、これらをサポートしてくれます。相談支援事業所は、障害福祉サービスに関しての情報提供をしてくれるだけでなく、本人のニーズを確認し、どのサービスをどのように利用するか、その計画を立てる際に相談することができます。 ※松陵校児童生徒 28名のうち22名が相談支援事業所を利用しています。

●計画相談支援とは

市町村から指定を受けた相談支援事業所が提供するサービスです。様々な障害福祉サービスの利用を検討する際に必要となる「サービス等利用計画」の作成や、サービス利用後の見直し（モニタリング）について支援を受けることができます。専門性のある相談支援員から適切なサービスの組み合わせを提案してもらえたり、ニーズに合ったサービスを紹介してもらえたりすることは、大きなメリットだと考えます。計画相談支援に対して利用者が負担する費用はありません。（利用計画に基づいて実際に利用する障害福祉サービスには、利用料が生じる場合があります。）

●計画相談支援利用の流れ（裏面参照）

- ・相談支援事業所と契約する。（自治体の窓口で紹介してもらう）
※仙台市のホームページや「せんだいふれあいガイド」にも掲載されています。
学校からの情報提供も可能です。御相談ください。
- ・面談を行い、サービス等利用計画を作成する。
- ・障害福祉サービスの利用を開始する。
- ・定期的に面談し、計画を改善する。

<相談支援利用の流れについて>

①相談支援事業所と契約する。

各区役所の担当窓口(障害高齢課)で紹介してもらうか、仙台市のホームページや仙台市発行の冊子『せんだいふれあいガイド』に掲載されている中から選び、利用申込みをします。

※ どのような相談支援事業所があるのか、学校でも御紹介することができます。コーディネーターまで、お気軽に御相談ください。



②面談を行い、サービス等利用計画を作成する。

相談支援専門員がサービス等利用計画を作成し、区役所に申請します。



③支給決定を受ける。

区役所から福祉サービスの利用が認められ、受給者証が交付されます。



④障害福祉サービスの利用を開始する。

希望していた福祉サービスの利用を開始します。



⑤定期的に面談し、計画を改善する。

一定期間ごとにサービス利用状況の確認(モニタリング)を行い、計画の見直しをします。計画更新の際は、必要に応じてサービス担当者会議(相談支援事業所、保護者、支援関係者が集まって支援の方針や役割などを確認する会議)を行います。

☆相談支援事業所が主催する「サービス担当者会議」には、学校は教育を提供する機関として参加しています。

☆支援部は、障害福祉サービスについて校内で相談したいときの窓口です。コーディネーターが対応いたしますので、何かお困りのときはどうぞお気軽に御相談ください。

